

答 申 第 105 号 の 概 要

1 件 名

「事業認定申請書（10用第910号）に記載されている円満に協議が成立した10名の用地交渉日誌の中で、用地交渉開始日が確認できた4名分。」及び「事業認定申請書（10用第910号）に記載されている円満に協議が成立した10名の用地交渉日誌の中で、用地交渉開始日が分かるもの6件分。」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月16日

4 原決定年月日 平成14年10月29日

5 決定の内容 部分開示及び不存在決定

6 部分開示及び不存在決定理由

本件開示請求は、用地開始日がわかる用地交渉日誌であり、特定できた日誌4名分の個人情報を除く部分を開示し、用地交渉日誌そのもの及び用地交渉開始日が確認できなかった6名分の用地交渉日誌を不存在としたものである。

7 異議申立て年月日 平成14年12月4日（受付平成14年12月5日）

8 異議申立ての内容 公文書部分開示決定及び不存在決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。

9 諮問年月日 平成15年1月15日

10 答申年月日 平成17年11月10日

11 審査会の結論

知事が、「事業認定申請書（10用第910号）に記載されている円満に協議が成立した10名の用地交渉日誌の中で、用地交渉開始日が確認できた4名分。」を部分開示とし、「事業認定申請書（10用第910号）に記載されている円満に協議が成立した10名の用地交渉日誌の中で、用地交渉開始日が分かるもの6件分。」を不存在とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関によると、用地の事務取扱要領により、用地事務担当職員は、口頭で報告できるぐらいの交渉内容以外のものは、協議の経過等を明らかにするため用地交渉日誌を作成し、その都度上司の決裁を受けなければならないと定められている。

当審査会は、開示請求の対象である10名のうち、用地交渉日誌が存在する5名の用地交渉日誌すべてについて調査を行ったところ、5名のうち1名については、用地交渉開始日を確認できなかった。

実施機関は、当初用地交渉日誌を部分開示した4名のうちの1名分については、事業損失に関する交渉分であることが判明したため、再調査し、新たに用地買収に関する交渉日誌を特定し、追加して部分開示を行っている。

異議申立人の主張する用地交渉開始日については、実施機関の説明では、一般的には、河川事業の施工にあたっては、工事施工は通常下流から行うが、用地買収については、一定まとまった区間を対象に用地交渉を行うため、必ずしも下流の地権者であるから上流の地権者より用地交渉が早く開始されるというものではないとのことである。

実施機関が、前田川の河川工事に関して、事業認定申請調整原案で交渉開始日を平成4年11月としたことについては、実施機関が内部整理のために作成した経過報告書に、地権者1名について「平成4年11月2日交渉開始」との記述があるためであり、当審査会

はその記述を確認した。

以上の実施機関の説明、調査の結果から判断すれば、実施機関の公文書の特定及び不存在に関する説明には不合理なものはなく、実施機関の行った公文書部分開示及び不存在の決定は妥当なものと認められる。

答 申 第 106 号 の 概 要

1 件 名

「事業認定申請書（10用第910号）に記載されている円満に協議が成立した10名の用地交渉日誌の中で、買取り等の申出年月日が分かるもの10件分」及び「事業認定申請（10用第910号）に係る残件調査中、〇〇〇〇、△△△△を除く8名の用地交渉日誌の中で、買取り等の申出年月日が分かるもの8件分」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月16日

4 原決定年月日 平成14年10月29日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定理由

10件分のうち用地交渉日誌が存在したものが5名分、存在しないものが5名分であった。日誌の存在する5名分について買取り等の申出年月日が確認できる記述はなかった。

8件分については、用地交渉日誌の存在は確認できたが、買取り等の申出年月日が確認できるものはなかったため、いずれも不存在決定を行った。

7 異議申立て年月日 平成14年12月17日（受付平成14年12月18日）

8 異議申立ての内容 公文書不存在決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。

9 諮問年月日 平成15年1月16日

10 答申年月日 平成17年11月10日

11 審査会の結論

知事は、公共事業用資産の買取り等の申出証明書に記載された、買取り等の申出年月日と同日の用地交渉日誌のうち、金額提示の記載のある用地交渉日誌1件を対象公文書として特定すべきである。

12 審査会の判断概要

実施機関は、租税特別措置法第33条の4に収用対象事業の事業用地として買取り等の申出（意思表示）のあった日から6ヶ月以内に譲渡した場合には、譲渡益に対して5,000万円が控除される特例が定められているため、交渉過程で地権者に最終金額を提示した日を買取り等の申出日としている。

実施機関は、地権者が税の特別控除の特例を受ける際に必要な「公共事業用資産の買取り等の申出証明書」（以下「申出証明書」という。）を地権者ごとに発行し、その控えを保存しており、申出証明書には、それぞれの買取り等の申出年月日が記載されていることから、これにより、各地権者に対する買取り等の申出日が判明する。

当審査会は、10件分の開示請求及び8件分の開示請求の対象となる地権者について、申出証明書の控えの有無を確認したところ、10件分の開示請求については7名分、8件分の開示請求については7名分の申出証明書の控えを確認した。

この14名について、控えに記載された買取り等の申出日と同日の用地交渉日誌の有無について確認したところ、8件分の開示請求の対象となる地権者のうちの1名について、同日付の用地交渉日誌が確認できた。

また、この用地交渉日誌には、補償調書を渡し、金額を提示した旨が記載されている。

実施機関は、地権者に最終金額を提示した日をもって買取り等の申出日としていることから、用地交渉日誌の中に、買取り等の申出をした旨の記載はなくても、金額を提示した

旨の記載があれば、それをもって買取り等の申出年月日が確認できるものと判断すべきである。

したがって、実施機関は、公共事業用資産の買取り等の申出証明書に記載された買取り等の申し出年月日と同日の用地交渉日誌のうち、金額提示の記載のある用地交渉日誌を対象公文書として特定すべきである。

答 申 第 107 号 の 概 要

1 件 名

事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『事業計画の概要 ②起業地計画イ本体事業』の「計画諸元」のうち、工事量の作成に関する資料」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月23日

4 原決定年月日 平成14年11月5日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

本件開示請求に対し調査を行ったが、県は事業認定計画設計を業者に委託し、発注者である県は成果品のみを業者から受け取っており、請求にあった計画諸元の工事量作成のための参考資料については保有していないことを確認した。また、事業認定計画設計作成業者から聴き取りをした結果、当初、基礎データを収集し、保有していたが、成果品を県に提出し、検査が完了した後は破棄処分しており、現在は保有していないことを確認した。

7 異議申立て年月日 平成15年1月6日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。

前田川河川改修工事事業認定計画作成の委託を受けた業者が、「計画諸元」の作成に当たって、どの工法を選び、なぜ、その工法を選んだのか。この疑問に答えるには、本件開示請求で請求した資料が必要である。

9 諮問年月日 平成15年1月21日

10 答申年月日 平成18年1月6日

11 審査会の結論

知事が、事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『事業計画の概要 ②起業地計画イ本体事業』の「計画諸元」のうち、工事量の作成に関する資料」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関からの意見聴取によると、前田川河川改修工事に伴う上水道管の処理については、当初、高知市の都市計画道路の完成を前提に、ボックスや張り出しといった工法が考えられていたが、都市計画道路の工事の実施時期が相当遅くなることが判明したため、これらの工法を検討対象から除外した3つの案に絞り、経済的、公益的な観点から検討した結果、その中の1案を採用し、国へ事業申請したものであるとのことである。このときに使用した起業地選定比較表は、事業認定申請書類の中に含まれており、既に異議申立人に開示しているという。

また、上水道管の移設など具体的な工法については、事業認定を受けた後、年度ごとに行う国との認可協議で決定されるものであり、老朽化した上水道管を守りながら工事を行うためには多額の費用が掛かること、東西の都市計画道路の用地交渉が済んだことにより上水道管を移設するスペースが確保できたこと、水を止めながら工事を進める新しい工法が開発されたことなどにより、最終的に国、県、市の協議で上水道管の移設を決めたとのことである。

これらのことから考えて、事業認定申請の段階では、水道管の移設について具体的な工

法は検討されておらず、実施機関が主張するとおり、異議申立人の主張している工法に関する資料について、この段階で実施機関は保有していないと推察される。

以上のとおり、当該公文書が不存在であるという実施機関の説明には不合理なものはなく、実施機関が行った不存在決定は、妥当であると認められる。

答 申 第 108 号 の 概 要

1 件 名

事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『3事業に要する経費及びその財源（①経費』のうち、起業地計画に要する費用並びにその内訳中の平成10年度及び平成11年度以降事業に要する経費の作成に関する資料」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年10月23日
- 4 原決定年月日 平成14年11月5日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 不存在決定の理由

本件開示請求に対し調査を行ったが、県は事業認定計画設計を業者に委託し、発注者である県は成果品のみを業者から受け取っており、請求にあった起業地計画に要する費用並びにその内訳中の平成10年度及び平成11年度以降事業に要する経費作成のための参考資料については保有していないことを確認した。また、事業認定計画設計作成業者から聴き取りをした結果、当初、基礎データを収集し、保有していたが、成果品を県に提出し、検査が完了した後は破棄処分しており、現在は保有していないことを確認した。

- 7 異議申立て年月日 平成15年1月6日
- 8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。
前田川河川改修工事の事業認定を受ける際に、どのような工事を
目指し経費の計算をしたのか。この疑問に答えるには、本件開示
請求で請求した資料が必要である。
- 9 諮問年月日 平成15年1月21日
- 10 答申年月日 平成18年1月6日
- 11 審査会の結論

知事が、「事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『3事業に要する経費及びその財源（1）経費』のうち、起業地計画に要する費用並びにその内訳中の平成10年度及び平成11年度以降事業に要する経費の作成に関する資料」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関からの意見聴取によると、事業認定申請の最も大きな目的は、起業地を確保することであり、事業認定申請時に算出した工事費は、個々の具体的な工事までは検討せず、標準断面で1メートル当たりの工事費を概算で算出し、その金額に施工区間の延長を乗じて算出したものであるとのことである。

また、上水道管の移設など個々の工事の具体的な工法については、事業認定を受けた後、年度ごとに行う国との認可協議で決定されるものであり、異議申立人が請求している資料については、この認可協議の資料の中にあり、その一部は異議申立人に開示されているとのことである。

以上のとおり、当該公文書が不存在であるという実施機関の説明には不合理なものはなく、実施機関が行った不存在決定は、妥当であると認められる。

答 申 第 109 号 の 概 要

1 件 名

事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『事業の施行を必要とする公益上の理由

① 本体事業表 2注 1の 被害予想区域図』の作成に関する資料」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月23日

4 原決定年月日 平成14年11月5日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

本件開示請求に対し調査を行ったが、県は事業認定計画設計を業者に委託し、発注者である県は成果品のみを業者から受け取っており、請求にあった被害予想区域図作成のための参考資料については保有していないことを確認した。また、事業認定計画設計作成業者から聴き取りをした結果、当初、基礎データを収集し、保有していたが、成果品を県に提出し、検査が完了した後は破棄処分しており、現在は保有していないことを確認した。

7 異議申立て年月日 平成15年1月6日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。

被害予想区域図の作成に当たり、前田川に流れ込む雨水の領域が改修第1工区まで入っている。また、これまで水害を受けたことのない当該地域が被害予想区域に入っているが、これはなぜか。この疑問に答えるには、本件開示請求で請求した資料が必要である。

9 諮問年月日 平成15年1月21日

10 答申年月日 平成18年1月6日

11 審査会の結論

知事が、事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『事業の施行を必要とする公益上の理由 ① 本体事業 表 2注 1の 被害予想区域図』の作成に関する資料」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関からの意見聴取によると、被害予想区域図の最も簡単な作成方法は、現況の川に計画洪水を流し、現況河川から越流する水深を算出した後、この高さより低い区域を地図上で等高線として描く方法があり、前田川に関しては、上流であろうと下流であろうと、越流する水深より低い地域はすべて含まれることになるとのことである。さらに前田川の事業認定申請書の被害予想区域図は、これに昭和50年や51年の災害等の被害実績も考慮されていると思われるとのことである。

以上のとおり、本件開示請求に係る被害予想区域図の具体的な作成方法についての実施機関からの明確な説明はなかったが、実施機関が被害予想区域図作成の参考資料を保有しているということも確認できなかった。しかし、実施機関が被害予想区域図作成のための参考資料を保有していないとの説明には不合理なものはなく、実施機関が行った不存在決定は、妥当であると認められる。

答 申 第 110号 の 概 要

1 件 名

事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書「5収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由(1)事業に必要な土地の面積」の作成に関する資料

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月23日

4 原決定年月日 平成14年11月5日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

県は事業認定計画設計を業者に委託し、発注者である県は成果品のみを業者から受け取っており、事業に必要な土地の面積作成のための参考資料については保有していないため、不存在決定を行ったものである。

7 異議申立て年月日 平成15年1月6日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。
前田川河川改修に関して、平成11年1月28日付け事業認定申請書と平成10年度の事業計画設計委託業務とで、収用する道路敷地及び使用する宅地の事業に必要な面積が異なる。計画変更によるものと考えられ、変更に至る資料が必要である。

9 諮問年月日 平成15年1月21日

10 答申年月日 平成18年3月31日

11 審査会の結論

知事が、「事業認定申請書(10用第910号)の事業計画書『5収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由(1)事業に必要な土地の面積』の作成に関する資料」を、不存在とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

(1) 事業に必要な土地の面積について

実施機関の説明によると、事業認定申請書の事業に必要な土地の面積は、河川工事であれば、河川のルートを設定し、河川幅を確保して事業に必要な土地の範囲を決めるものである。この必要な土地の測量については委託の成果品にすべて整理されており、事業に必要な土地の面積作成のための参考資料は特に保有する必要はないとのことである。

なお、委託を受けた業者は、当初、基礎データを保有していたが、成果品を県に提出し、県の検査が完了した後は破棄して保存していないとのことである。

また、事業認定申請書の土地の面積と平成10年度の委託業務における土地の面積の違いは、委託業務の成果品を受け取った後、国と調整して、管理道部分を起業地から除いたことや使用する宅地部分の箇所と延長を見直したためとのことである。

(2) 高知市水道局上水道管の工事について

前田川河川改修工事に伴う上水道管の処理については、当初、高知市の都市計画道路の完成を前提に、ボックスや張り出しといった工法が考えられていたが、都市計画道路の工事の実施時期が相当遅くなることが判明したため、これらの工法を検討対象から除外した3つの案に絞り、国へ事業認定申請したものであるという。

また、上水道管の移設は、事業認定を受けた後、年度ごとに行う国との認可協議で決定されるものであり、最終的に国、県、市の協議で上水道管の移設を決めたとのことである。

これらのことから考えて、事業認定申請の段階では、上水道管の移設について具体的な工法の検討は必要がなく、事業認定申請書に上水道管の工事の説明がないものと考えられる。

以上のとおり、開示請求にかかる公文書が不存在であるという実施機関の説明には不合理なものはなく、実施機関が行った不存在決定は、妥当であると認められる。

答 申 第 111号 の 概 要

1 件 名

事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書「6起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由」の「起業地選定比較表」の「ルートの概要、取得の必要な面積、支障物件、河道延長、土地利用に与える影響、工事の難易度、総合評価」の作成に関する資料

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月23日

4 原決定年月日 平成14年11月5日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

県は事業認定計画設計を業者に委託し、発注者である県は成果品のみを業者から受け取っており、「ルートの概要、取得の必要な面積、支障物件、河道延長、土地利用に与える影響、工事の難易度、総合評価」作成に関する参考資料については、ルートの概要、河道延長に関するルート比較検討平面図、前田川縦断図以外は成果品に添付されておらず、保有していないため、不存在の決定を行ったものである。

7 異議申立て年月日 平成15年1月6日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。

前田川河川改修に関して、事業認定申請書のうち「起業地選定比較表」の第2案は、支障構造物（上水道管）が河川設計に与えた影響は事業認定申請書の内容だけでは不明である。こうした疑問に答えるため、事業認定計画書作成のための参考資料が必要である。

9 諮問年月日 平成15年1月21日

10 答申年月日 平成18年3月31日

11 審査会の結論

知事が、「事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書『6起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由』の『起業地選定比較表』の『ルートの概要、取得の必要な面積、支障物件、河道延長、土地利用に与える影響、工事の難易度、総合評価』の作成に関する資料」を、不存在とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関の説明によると、前田川河川改修工事に伴う上水道管の処理については、当初、高知市の都市計画道路の完成を前提に、ボックスや張り出しといった工法が考えられていたが、都市計画道路の工事の実施時期が相当遅くなることが判明したため、移設を考慮に入れない3つの案に絞り、国へ事業認定申請したものであるとのことである。

また、上水道管の移設など具体的な工法については、事業認定を受けた後、年度ごとに行う国との認可協議で決定されるものであり、最終的に国、県、市の協議で上水道管の移設を決めたとのことである。

これらのことから考えて、事業認定申請の段階では、水道管の移設について考慮されておらず、支障構造物（上水道管）による関連事業の河川設計にかかる影響は、事業認定申

請書には記載されていないものと考えられる。

前田川のような緩流河川では、蛇行による流下能力には大きな差がないので、事業に伴う住家の移転など周辺住家への影響や事業の経済性等を総合的に判断して河川ルートを決定したとのことである。

以上のとおり、開示請求にかかる公文書が不存在であるという実施機関の説明には不合理なものはなく、実施機関の行った不存在決定は妥当なもの認められる。

答 申 第 1 1 2 号 の 概 要

1 件 名

事業認定申請書（10用第910号）の事業計画書「6起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由」の「起業地選定比較表」の「事業費」の作成に関する資料

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月23日

4 原決定年月日 平成14年11月5日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

県は事業認定計画設計を業者に委託し、「起業地選定比較表」の「事業費」については、発注者である県は、成果品のみを業者から受け取っており、参考資料については取得していない。当該業者に対し算出に必要な範囲の金額をメモの形で提供したが、メモの控えを保管していないため、不存在の決定を行ったものである。

7 異議申立て年月日 平成15年1月6日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。
前田川河川改修に関して、事業認定申請書作成時に事業費をどのように算定したのか開示された公文書からは不明である。また、支障物件の影響や工事方法の違いで工事費が変わってくるが、上水道管の工事をどのように考えていたかも不明である。こうした疑問に答えるため、参考資料が必要である。

9 諮問年月日 平成15年1月21日

10 答申年月日 平成18年3月31日

11 審査会の結論

知事が、「事業認定申請書(10用第910号)の事業計画書『6起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由』の『起業地選定比較表』の『事業費』の作成に関する資料」を、不存在とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関の説明によると、事業認定申請の最も大きな目的は、起業地を確保することであり、事業認定申請時に算出した工事費は、個々の具体的な工事までは検討せず、標準断面で1メートル当たりの工事費を概算で算出し、その金額に施工区間の延長を乗じて算出したものであるとのことである。

また、上水道管の移設など個々の工事の具体的な工法については、事業認定を受けた後、年度ごとに行う国との認可協議で決定されるものであり、異議申立人が請求している資料については、この認可協議の資料の中にあるとのことである。

なお、実施機関は、事業認定計画設計の受託業者に事業費の算出に必要なメモを提供したが、これは受託業務を実施するうえで必要な単価等であり、資料として残す内容のものではなかったとのことである。

以上のとおり、開示請求にかかる公文書が不存在であるという実施機関の説明には不合理なものはなく、実施機関の行った不存在決定は妥当なものと認められる。

答 申 第 113 号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査における『採用審査システム研究委員』の委嘱について（伺）」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成14年8月29日

4 原決定年月日 平成14年11月18日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示決定の理由

(1) 個人に関する情報について（平成17年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という）第6条第1項第2号該当性）

委員名簿中の氏名右側の非開示とした情報は、個人の評価に関する情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした。

(2) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第1項第6号ア該当性）

研究委員のうち、事務局職員は一定の役職で選出され、また、その他については来年度も委嘱をすることを予定している。そのため、研究内容、氏名、一部の所属を開示することにより、所属が明らかとなる。また、研究会の日程、場所を開示することにより他の情報と合わせて委員が明らかとなり、様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであり、かつ毎年同様の日程で実施することから、委員会の進行を妨害される可能性もあり、問題作成に支障をきたすおそれがある。

7 異議申立て年月日 平成15年 1月10日

8 異議申立ての内容 部分開示決定を取消し、非開示とした部分の開示を求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年1月24日

10 答申年月日 平成17年12月6日

11 審査会の結論

教育委員会は、「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査における『採用審査システム研究委員』の委嘱について（伺）」について、開示しないこととした部分の一部を開示すべきである。

12 審査会の判断概要

(1) 個人に関する情報について（旧条例第6条第1項第2号該当性）

「採用審査システム研究委員」の氏名右欄には、委員選任の基となる、委員個人の評価に関する情報が記載されている。したがって、個人に関する情報であり、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから、本号本文に該当すると認められる。

(2) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第1項第6号ア該当性）

ア 非開示とした採用審査システム研究委員名簿の表題の「採用審査システム研究委員」右に記載された研究内容は、開示しても所属・氏名が明らかになるとは言えず、また、採用審査システム研究委員の名称は、平成16年度から、本件で非開示とした研究内容とほぼ一致する名称に変更されており、その名称は公表されている。このことから、研究内容を開示することにより業務の円滑な執行に著しい支障が生ずることが客観的に明白であるとは認められない。

イ 多くの委員は来年度以降も続けて任命する可能性が高いことから、事務局を除く「採用審査システム研究委員」の所属名及び「採用審査システム研究委員」の氏名が開示され、個人が特定されると、委員に対する様々な嫌がらせや働きかけがなされることとなる。また、事務局以外の委員は本来の業務外で採用審査システム研究にかかる業務を行っており、個人が特定されれば、その精神的・物理的負担が大きい委員に対し、更に重い負担を強いることになるため、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかである。

ウ 研究会の開催日時及び開催場所については毎年同じ時期に同じ場所で行われていることから、開示すると他の情報と合わせて委員が明らかとなり、また、多くの委員については、翌年度以降も続けて任命する可能性が高いことから、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることになると認められる。

エ 連絡文書の宛先及び「口座番号等照会票」及び「承諾書」の「氏名」の上に記載された情報は、どのような機関に属する者を委員に任命しているかといったこととしかわからない情報であり、開示することにより、個人が特定されとは考えられないことから、様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであるとは認められない。

以上のことから上記イ及びウの情報は本号アに該当し、上記ア及びエの情報は、本号に該当しない。

(3)その他

異議申立人は、請求した「研究要項や内容・日程などがわかる文書」については「内容」が書かれている文書を特定されていない。文書がないのであれば「不存在」とすべきであると主張しているが、本件公文書には職務の内容、日程に関する内容が書かれており、他に研究要項等の内容がわかる公文書は存在しないことから、実施機関はこの伺を開示請求内容に該当する文書と判断して部分開示をしたものであって、本件公文書の特定に問題はない。

なお、公立学校教員採用候補者選考審査がどのような仕組みで行われているかについては、県民の関心のあるところであり、実施機関が何らかの形で公表するよう配慮することが望まれる。

答 申 第 114 号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用審査システム研究委員の委嘱及び任命について（伺）」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成14年8月29日

4 原決定年月日 平成14年11月18日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示決定の理由

事務事業に関する情報について（平成17年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という）第6条第1項第6号ア該当性）

採用審査システム研究委員は、事務局職員については一定の役職の者が任命され、その他についても翌年度以降も引き続き任命する可能性がある。このため、研究内容、役職及び個人名を開示することにより、様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかである。また、研究会の日程、場所を開示することにより他の情報と合わせて委員が明らかとなり、様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであり、かつ毎年同様の日程で実施することから、委員会の進行を妨害される可能性もあり、問題作成に支障をきたすおそれがある。

7 異議申立て年月日 平成15年 1月10日

8 異議申立ての内容 部分開示決定を取消し、非開示とした部分の開示を求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年1月24日

10 答申年月日 平成17年12月6日

11 審査会の結論

教育委員会は、「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用審査システム研究員の委嘱及び任命について（伺）」について、開示しないこととした部分の一部を開示すべきである。

12 審査会の判断概要

事務事業に関する情報について（旧条例第6条第1項第6号ア該当性）

ア 採用審査システム研究委員名簿の表題の「採用審査システム研究委員」右に記載された研究内容は、開示しても所属・氏名が明らかになるとは言えず、また、採用審査システム研究委員の名称は、平成16年度から、本件で非開示とした研究内容とほぼ一致する名称に変更されており、その名称は公表されている。このことから、研究内容を開示することにより業務の円滑な執行に著しい支障が生ずることが客観的に明白であるとは認められない。

イ 委員は翌年度以降も続けて委嘱・任命する可能性が高いことから、「採用審査システム研究委員」の職名、氏名が開示され、委員の氏名が特定されると、委員に対する様々な嫌がらせや働きかけがなされることとなり、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであると認められる。

ウ 採用審査システム研究委員名簿（案）の備考に記載された委員の担当教科は、開示することにより、個人が特定されるとは考えられない。事務局職員で構成さ

れる委員の担当教科は、開示しても事務事業に支障が生じないと判断し、開示していることから、担当教科を開示することにより、様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであるとは認められない。

エ 採用審査システム研究委員名簿（案）の【案１－１】右に記載された情報は、どのような者に委員を委嘱しているかといったことしかわからない情報であり、開示することにより、個人が特定されるとは考えられないことから、委員に対する様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであるとは認められない。

オ 検討委員会の日時及び開催場所については毎年同じ時期に同じ場所で行われていることから、開示すると他の情報と合わせて委員が明らかとなり、また、多くの委員については、翌年度以降も続けて委嘱・任命する可能性が高いことから、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることとなると認められる。

以上のことから上記イ及びオの情報は本号アに該当し、上記ア、ウ及びエの情報は、本号に該当しない。

答 申 第 115 号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用審査システム研究委員長等の任命について（伺）」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成14年8月29日

4 原決定年月日 平成14年11月18日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示決定の理由

事務事業に関する情報について（平成17年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という）第6条第1項第6号ア該当性）

採用審査システム研究委員は、事務局の一定の役職の者が任命されるものであり、研究内容、職名及び個人名を開示することにより、様々な働きかけがなされ、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかである。

7 異議申立て年月日 平成15年 1月10日

8 異議申立ての内容 部分開示決定を取消し、非開示とした部分の開示を求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年1月24日

10 答申年月日 平成17年12月6日

11 審査会の結論

教育委員会は、「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用審査システム研究委員長等の任命について（伺）」について、開示しないこととした部分の一部を開示すべきである。

12 審査会の判断概要

事務事業に関する情報について（旧条例第6条第1項第6号ア該当性）

ア 非開示とした採用審査システム研究委員名簿の表題の「採用審査システム研究委員」右に記載された研究内容は、開示しても所属・氏名が明らかになるとは言えず、また、採用審査システム研究委員の名称は、平成16年度から、本件で非開示とした研究内容とほぼ一致する名称に変更されており、その名称は公表されている。このことから、研究内容を開示することにより業務の円滑な執行に著しい支障が生ずることが客観的に明白であるとは認められない。

イ 委員は事務局の一定の役職の者を任命していることから、「採用審査システム研究委員」の職名が明らかになれば委員が特定され、委員の氏名が特定されると、委員に対する様々な嫌がらせや働きかけがなされることとなり、当該審査の円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであると認められる。

ウ 採用審査システム研究委員名簿の「委任する職名」欄に記載された職名は、委任された委員に充てられる役職であり、開示しても委員の氏名が明らかになるとは言えず、開示することにより業務の円滑な執行に著しい支障が生ずることが客観的に明白であるとは認められない。

以上のことから上記イの情報は本号アに該当し、上記ア及びウの情報は、本号に該当しない。

答 申 第 116号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査面接審査における保護者代表の面接委員の委嘱等について（伺）」

- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成14年8月29日
- 4 原決定年月日 平成14年11月18日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示の理由

(3)個人に関する情報について（平成17年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という）第6条第1項第2号該当性）

平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の面接審査員（保護者代表）の氏名、性別、役職の一部、職業、郵便番号、住所、電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できると認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

なお、面接審査員（保護者代表）は、地方自治法138条の4第3項に基づく法律又は条例の定める附属機関の委員ではなく、また、職務内容が受審者に対する面接評価であり、受審者が個人情報保護条例に基づき、自己の面接カードを見ることが可能であることから、面接審査員の氏名等を開示すると、適任者が面接審査員を引き受けることを躊躇し、面接審査員の確保が困難になる可能性があることを考慮すると、氏名の開示は適当でない。

(2) 非開示情報であっても、開示しないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由（旧条例第6条第2項）について

面接審査員の氏名等が、人の生命等の保護のため開示が必要な場合に該当しないことは明らかである。また、面接審査員の役職の一部を開示することにより、PTA関係者が審査員になっていること、現職・前職の別、県・地区の別、その人数が分かり、条例の目的は一定達成しているから、条例の目的達成のため開示が不可欠な場合にも該当しない。

- 7 異議申立て年月日 平成15年1月10日
- 8 異議申立ての内容 氏名及び役職の一部の開示を求めるものである。
- 9 諮問年月日 平成15年1月24日
- 10 答申年月日 平成18年2月2日
- 11 審査会の結論

教育委員会が「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査面接審査における保護者代表の面接委員の委嘱等について（伺）」について、部分開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

(1)個人に関する情報について（旧条例第6条第1項第2号該当性）

保護者代表として委嘱された委員が、公立学校教員の採用候補者に対する面接評価を行うという業務の性格上、公にすることが予定されている情報とまではいえないので、面接審査員の氏名は、個人に関する情報であり、かつ、ただし書のいずれにも該当しな

いと認められる。

また、非開示とされた役職名の一部を開示すると、面接審査員個人が特定されることになるため、役職名の一部も同様に個人に関する情報に該当すると認められる。

(2) 非開示情報であっても、開示しないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由（旧条例第6条第2項）について

P T A関係者が面接審査員になっていること、現職・前職の別や委員の人数等が分かるように部分開示されていることから、面接審査員の氏名等を明らかにすることが、面接審査員の個人に関する情報を保護することよりも明らかに優越する公益上の理由があるとは認められない。

答 申 第 117号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第2次審査の面接審査員の委嘱及び任命について（伺）」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成14年8月29日

4 原決定年月日 平成14年11月18日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示の理由

(1) 個人に関する情報について（平成17年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という）第6条第1項第2号該当性）

平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第2次審査の面接審査員（民間企業有識者）の所属団体名、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できると認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

なお、面接審査員（民間企業有識者）は、地方自治法138条の4第3項に基づく法律又は条例の定める附属機関の委員ではなく、また、職務内容が受審者に対する面接評価であり、受審者が個人情報保護条例に基づき、自己の面接カードを見ることが可能であることから、面接審査員の氏名等を開示すると、適任者が面接審査員を引き受けることを躊躇し、面接審査員の確保が困難になる可能性があることを考慮すると、氏名の開示は適当でない。

また、1名の面接審査員の役職名の一部を非開示としたのは、それは限られた職種にしかない役職なので、役職名の一部を開示すると、職業がほぼ特定されるから非開示とした。

(2) 非開示情報であっても、開示しないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由（旧条例第6条第2項）について

面接審査員（民間企業有識者）の氏名等が、人の生命等の保護のため、開示が必要な場合に該当しないことは明らかである。また、面接審査員の役職名を開示することにより、民間企業の一定の責任ある地位の者が面接審査員になっていることと、その人数が分かり、条例の目的は一定達成しているから、条例の目的達成のため開示が不可欠な場合にも該当しない。

7 異議申立て年月日 平成15年1月10日

8 異議申立ての内容 部分開示決定の取消しを求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年1月24日

10 答申年月日 平成18年2月2日

11 審査会の結論

教育委員会が「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第2次審査の面接審査員の委嘱及び任命について（伺）」について、部分開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

(1) 個人に関する情報について（旧条例第6条第1項第2号該当性）

審査会等の委員名簿は、地方自治法138条の4第3項に基づく附属機関の委員に該当しない場合であっても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、

公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報である場合は、公表されているが、本件は、民間企業有識者として委嘱された委員が、公立学校教員の採用候補者に対する面接評価を行うという業務の性格上、公にすることが予定されている情報とまではいえない。

したがって、面接審査員の所属団体名及び氏名は、個人に関する情報であり、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。また、1名の面接審査員に限って役職名の一部である局名が非開示とされているが、その役職名の一部を開示するとその面接審査員個人がほぼ特定されることになるため、その役職名の一部も同様に個人に関する情報に該当すると認められる。

(2) 非開示情報であっても、開示しないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由（旧条例第6条第2項）について

面接審査員の役職名が原則として開示され、面接審査員が民間企業の一定の責任ある地位のある者が審査員になっていること、面接審査員の人数が分かるように部分開示されていることから、面接審査員の氏名等を明らかにすることが、面接審査員の個人に関する情報を保護することよりも明らかに優越する公益上の理由があるとは認められない。

答 申 第 118号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の合格者・不合格者の決定について（何）」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成14年8月29日

4 原決定年月日 平成14年11月18日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示の理由

(1) 個人に関する情報について（平成17年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という）第6条第1項第2号該当性）

「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄（ランク別の人数とその割合）については、特定の個人の評価が識別できる可能性がある個人に関する情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため非開示とした。

しかしながら、情報公開制度の趣旨を考えると、不合格者欄を一律に非開示とするのではなく、不合格者数の多少や、区分ごとの人数の状況に応じ、非開示事由に該当するかどうかを検討すべきである。

ア 不合格者の人数が少ない場合

他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察することが可能になる場合があり、個人のプライバシーを侵害することもあり得る。特に、不合格者が1名の場合及び不合格者全員が同じ区分に集中している場合は、開示すると、個々の不合格者の成績が分かることになり、当該不合格者のプライバシーを侵害することになる。

また、このような場合以外であっても、不合格者数が比較的少数の場合は、他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察できる可能性があると考えられるので、非開示にすべきである。

イ 不合格者の人数が比較的多い場合

不合格者数がある程度的人数以上の場合においては、元々他の受審者に関する情報と照合することにも限度があるから、不合格者欄を開示しても、各受審者の成績を推察するのは不可能と考えられるので、非開示にすべきではない。

ウ 開示・非開示の基準（不合格者の人数に関する基準）

この基準を客観的根拠に基づいて設定することはできないが、社会通念上は10人程度が基準として適当と考えられるので、「不合格者が10人以下かどうか」を基準として開示・非開示を決定しても、情報公開制度の趣旨に背かない事務処理であると考えられる。

(2) 旧条例第6条第1項第6号ア該当性について

不合格者の総合判定基準については、来年度も反復継続するため、当事業の円滑な執行に支障を生ずるため非開示とした。

総合判定基準を開示することにより、現在非公開にしている選考基準等の一部、すなわち「手の内」が明らかとなる。その結果、将来も引き続き実施する採用審査の目的に沿った成果が得られなくなり、円滑な執行に支障を生じることになる。

7 異議申立て年月日 平成15年1月10日

8 異議申立ての内容 部分開示決定の取消しを求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年1月24日

10 答申年月日 平成18年5月24日

11 審査会の結論

教育委員会が「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の合格者・不合格者の決定について（伺）」について非開示とした部分のうち、「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄で、校種・教科別の不合格者の人数が11人以上の部分は、開示すべきである。

12 審査会の判断概要

(1)公文書Ⅰ中の不合格者欄について

教員選考審査の第1次審査においてどのランクで不合格となったかという受審者に関する情報が、最大限に配慮されるべき個人に関する情報に該当することは明らかである。

もっとも、不合格者欄には氏名の記載はなく、不合格者の人数とその割合が示されているにすぎないから、不合格者欄自体は、特定の個人を識別することができる情報とは言えない。

しかしながら、教員選考審査の第1次審査を受審し不合格となった者を知っている一定範囲の者は、不合格者の人数が少ない校種・教科については、不合格者欄から当該不合格者を特定しその者の不合格のランクを推察できる可能性がある。

したがって、不合格者欄を原則開示とし、不合格者の人数が10人以下である校種・教科の不合格者欄については、旧条例第6条第1項第2号の定める非開示情報に該当するため非開示とするという、実施機関の主張は、不合理なものとは認められない。

(2)公文書Ⅱの不合格者の総合判定基準について

不合格者の総合判定基準は、第1次審査の選考基準そのものではないが、そこに記載された第1次審査結果の得点分布と不合格者のランク付けとの関係を説明する記述から第1次審査の選考基準が推測される可能性があるとして認められる。

また、第1次審査の方法はその後変更されていないとのことである。それゆえ、不合格者の総合判定基準が開示されることにより、第1次審査の選考基準が推測されることになれば、今後の選考審査において、受審者は、その推測された選考基準を意識した、偏った受審対策をとり、その結果、真に教員に相応しい人物かどうかを判定することに支障を来すことになり、将来の選考審査事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが考えられる。

したがって、不合格者の総合判定基準は、旧条例第6条第1項第6号の非開示情報に該当すると認められる。

答 申 第 119号 の 概 要

1 件 名

「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査結果の情報提供について(伺)」

- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成14年8月29日
- 4 原決定年月日 平成14年11月18日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示の理由

個人に関する情報について(平成17年改正前の高知県情報公開条例(以下「旧条例」という)第6条第1項第2号該当性)

「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄(ランク別の人数とその割合)については、特定の個人の評価が識別できる可能性がある個人に関する情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため非開示とした。

しかしながら、情報公開制度の趣旨を考えると、不合格者欄を一律に非開示とするのではなく、不合格者数の多少や、区分ごとの人数の状況に応じ、非開示事由に該当するかどうかを検討すべきである。

ア 不合格者の人数が少ない場合

他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察することが可能になる場合があり、個人のプライバシーを侵害することもあり得る。特に、不合格者が1名の場合及び不合格者全員が同じ区分に集中している場合は、開示すると、個々の不合格者の成績が分かることになり、当該不合格者のプライバシーを侵害することになる。

また、このような場合以外であっても、不合格者数が比較的少数の場合は、他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察できる可能性があると考えられるので、非開示にすべきである。

イ 不合格者の人数が比較的多い場合

不合格者数がある程度的人数以上の場合においては、元々他の受審者に関する情報と照合することにも限度があるから、不合格者欄を開示しても、各受審者の成績を推察するのは不可能と考えられるので、非開示にすべきではない。

ウ 開示・非開示の基準(不合格者の人数に関する基準)

この基準を客観的根拠に基づいて設定することはできないが、社会通念上は10人程度が基準として適当と考えられるので、「不合格者が10人以下かどうか」を基準として開示・非開示を決定しても、情報公開制度の趣旨に背かない事務処理であると考えられる。

- 7 異議申立て年月日 平成15年1月10日
- 8 異議申立ての内容 非開示とされた不合格者欄の開示を求めるものである。
- 9 諮問年月日 平成15年1月24日
- 10 答申年月日 平成18年5月24日
- 11 審査会の結論

教育委員会が「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査結果の情報提供について(伺)」について、非開示とした「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄のうち、校種・教科別の不合格者の人数が11人以上の部分は、開示すべき

である。

12 審査会の判断概要

教員選考審査の第1次審査においてどのランクで不合格となったかという受審者に関する情報が、最大限に配慮されるべき個人に関する情報に該当することは明らかである。

もっとも、不合格者欄には氏名の記載はなく、不合格者の人数とその割合が示されているにすぎないから、不合格者欄自体は、特定の個人を識別することができる情報とは言えない。

しかしながら、教員選考審査の第1次審査を受審し不合格となった者を知っている一定範囲の者は、不合格者の人数が少ない校種・教科については、不合格者欄から当該不合格者を特定しその者の不合格のランクを推察できる可能性がある。

したがって、不合格者欄を原則開示とし、不合格者の人数が10人以下である校種・教科の不合格者欄については、旧条例第6条第1項第2号の定める非開示情報に該当すると認められる。

答 申 第 120 号 の 概 要

1 件 名

「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年10月30日
- 4 原決定年月日 平成14年11月12日
- 5 決定の内容 開示
- 6 開示決定の理由

異議申立人が、平成14年10月30日付けで行った「平成11年1月28日付の事業認定申請書（10用第910号）に添えられている回議書」（以下「本件開示文書」という。）の開示請求に対し、「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について（伺）」を開示した。

異議申立人は、この開示決定について、当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求めているが、本件開示文書以外に当該事業に係る事業認定申請の文書は存在しておらず、本件開示文書を開示したものである。

- 7 異議申立て年月日 平成14年12月2日
- 8 異議申立ての内容 当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。
- 9 諮問年月日 平成15年1月27日
- 10 答申年月日 平成18年6月20日

11 審査会の結論

知事が、「平成11年1月28日付の事業認定申請書（10用第910号）に添えられている回議書」の開示請求に対し、「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について（伺）」を開示したのは妥当である。

12 審査会の判断概要

(1) 事業認定申請の手続きについて

- ① 国の総括ヒアリング（平成10年4月9日）
- ② 事業認定申請書案作成（第1―10号（工期：平成10年5月20日～6月30日）及び第1―11号（工期：平成10年5月20日～6月29日）で作成）
- ③ 事業認定申請書案事前審査（平成10年9月28日）
- ④ 事業認定申請書案修正（第1―15号（工期：平成11年2月2日～3月3日）で修正）
- ⑤ 事業認定申請（平成11年1月28日）
- ⑥ 告示（平成11年3月11日）

で行なわれていることが確認された。

異議申立人は、第1―15号の委託業務の完了検査の日付が、事業認定の申請伺いの後になっているので、本件開示文書は、開示を求める文書と異なる文書であると主張しているが、これは契約事務の遅延によるものであり、異議申立人の指摘するような他の回議書は存在しないことが認められた。

(2) 事業認定申請の日付について

平成11年1月28日付け事業認定申請書を、国が受け付けた日付は、平成11年2月2日となっている。また、平成11年2月3日付けで土地収用法第24条第2項の規定による公衆の縦覧に供するため、「事業認定申請書及び添付書類の写しの送付について（通知）」の文書が高知市長あてに送付されている。

これらの資料と実施機関の説明を重ねれば、事業認定申請書の日付については、平成 11 年 1 月 28 日で矛盾するものではなく、実施機関が行った開示決定は妥当であると認められた。

以上のことから、「平成 11 年 1 月 28 日付の事業認定申請書（10 用第 910 号）に添えられている回議書」の開示請求に対し、「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について（伺）」を開示したのは妥当であると判断した。

なお、実施機関が行う事業等の説明責任について、実施機関や異議申立人から、一連の前田川改修工事にかかる開示請求や異議申立てについての意見聴取等を行ったところ、実施機関は、異議申立人に十分な説明を行なったとしているが、異議申立人は、ほとんど説明を受けていないと主張して、食い違いを見せている。

このように、実施機関と開示請求者との意思疎通を欠いたことにより、異議申立てに発展する事例が増えており、今後このようなことのないよう適切な対応を要望する。

答 申 第 121 号 の 概 要

1 件 名

秘書課代表中澤彰穂からの寄付金の受納に関する書類「寄附金の受納について（伺）収入調定書・収納状況一覧表」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年1月17日
- 4 原決定年月日 平成15年1月29日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示決定の理由

本件公文書のうち、「寄付金の受納について（伺）」に添付されている寄附者一覧（以下「寄附者一覧」という。）の中の寄附者の氏名及び住所は、特定の個人を識別できると認められる情報であり、かつ、高知県情報公開条例第6条第1項第2号ただし書のいずれにも該当しない。なお、ただし書には、個人に関する情報であっても例外的に開示する情報の一つとして、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名を掲げているが、寄附者にとって今回の行為は、私的な金をそれぞれの自発的な意思に基づいて寄附したものであり、公務員の職務の遂行には当たらないことは明らかである。

寄附者一覧の住所に関する情報は、以下のように取得されたものである。すなわち、寄附の手續に関する秘書課長からの職員向けメールでは、振り込み用紙に氏名と所属を明記するよう求めている。書店などで市販されている県の職員録には、平成12年度までは職員の住所が記載されており、振り込みのあった通帳に打ち出された氏名とこの職員録を見比べて住所を記載したものである。

さらに秘書課代表は、振り込みのあった68名の職員全員（匿名の3名を除く。）に順次電話で連絡をとり、振り込みを受領したことや速やかに県に寄付することを改めて告げ、住所を確認のうえ、寄附者一覧を作成したものである

- 7 異議申立て年月日 平成15年2月3日
- 8 異議申立ての内容 公文書のすべての開示を求める。
- 9 諮問年月日 平成15年2月7日
- 10 答申年月日 平成17年10月27日
- 11 審査会の結論

知事が、秘書課代表中澤彰穂からの寄付金の受納に関する書類「寄附金の受納について（伺）収入調定書・収納状況一覧表」を部分開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

勤勉手当の正当な返還方法については、当審査会の判断するところではないが、本件事案の場合、返還を希望する職員からの寄附を秘書課代表中澤彰穂がとりまとめて、県に寄附を申し込み、県がこの寄附を受け入れる形をとっている。

ここで行われた職員からの寄附という行為は、私的な行為であり、職務遂行に係るものではない。

また、知事は職員に対し、期末手当の返還を呼びかけるメールを出しているが、寄附をした人数は、スト参加者2,469名のうち71名（2.7%）にとどまっており、寄付された金額も635円から421,050円までとまちまちである。

少数の職員が寄附に応じたにすぎないことから見ても、実施機関の主張するとおり、返

還を強要されたのではなく、メールを見た職員が自発的な意思で、個人の思いに基づいて寄付したものであって、職務遂行に係る行為とは認められない。

以上のことから、実施機関の行った公文書の部分開示決定は妥当なものと認められる。

答 申 第 122 号 の 概 要

1 件 名

「平成14年度の警察活動費（活動費）の支出個別表（報償費に係るもの）」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成15年7月24日

4 原決定年月日 平成15年9月5日

5 決定の内容 部分開示（実施機関は出納局）

6 部分開示の理由

（旧条例第6条第1項第2号該当性について）

（1）支出済額欄の非常勤職員報酬及び少年指導委員の謝礼金

支出個別表に記載されている金額は、県警本部から実際に支払われた非常勤職員の報酬及び少年指導委員の謝礼金で、個人の収入額を示すものであり、報酬基準額とはその性格が異なるものである。支払金額自体は個人識別性を有するものとは言えないが、本件においては非常勤職員及び少年指導委員の氏名を開示していることから、金額も公にすると、特定の個人の収入状況が明らかとなり、旧条例第6条第1項第2号に該当し、かつ同号のただし書のいずれにも該当しないので非開示とした。

（2）摘要欄の個人の氏名について

摘要欄には警察職員、遺族年金受給者、部外講師等の氏名が記録されており、非開示とした警察職員の氏名は、県警本部の職員として犯罪捜査等に携わる職員の氏名のため、旧条例第6条第1項第2号ただし書ウの規定に基づく高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（以下、「本件規則」という。）により非開示とした。

なお、旧条例第6条第1項第2号ただし書ウの規定に基づく、知事が管理する公文書の開示等に関する規則（以下、「知事規則」という。）で、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う職員及び司法警察員の指揮監督を受けて職務を行う職員も非開示と定められている。

以上のことから、本件公文書で非開示とした警察官の氏名及び警察官以外の公務員の氏名は、知事規則第2条第1号に規定する司法警察員又は同条第2号に規定する司法警察員の指揮監督を受けて職務を行う職員にも該当する。

その他の個人の氏名についても、特定の個人を識別できる情報であり、非開示とした部分は旧条例第6条第1項第2号に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため非開示とした。

（旧条例第6条第1項第4号該当性について）

これらの情報を公にすると、額の変動状況と発生した犯罪の内容や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び自らが知り得る情報とを比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況を推察することが可能となるとともに、捜査の進展状況が推測され、被疑者等の関係者に逃亡、罪証隠滅、捜査網をかいぐって犯行に及ぶ等の対抗措置を講じられるおそれがある。

また、犯罪捜査は、警察本部単独で行うことは少なく、警察署と一体となって犯罪捜査を行うことが通常であり、警察本部の事件主管課と各警察署の捜査費の変動状況を比較分析することにより、どのような犯罪をどこの警察署が捜査中なのか、どの地域で捜査中なのかということまで推察されるおそれがあるなど、捜査活動の状況が推察される可能性が

格段に高まることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあるため、旧条例第6条第1項第4号に該当し、非開示とした。

7 異議申立て年月日 平成15年9月17日

8 異議申立ての内容 部分開示決定を行った非開示部分の開示を求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年9月24日

10 答申年月日 平成18年2月16日

11 審査会の結論

知事は、部分開示とした「平成14年度の警察活動費（活動費）の支出個別表（報償費に係るもの）」について、非開示とした部分のうち、各警察署に捜査費として予算令達した額がわかる部分及び警察本部の各所属の各月毎の捜査費の受入額・執行額・残額がわかる部分を開示すべきである。

12 審査会の判断概要

（旧条例第6条第1項第2号該当性について）

（1）支出済額欄の非常勤職員報酬及び少年指導委員の謝礼金

非常勤職員及び少年指導委員の氏名については既に開示していることから、金額も公にすると、特定の個人の収入状況が明らかとなり、氏名と一体の個人情報となるものである。また、非常勤職員の報酬額や少年指導委員の謝礼金は基準により定額が定められているが、勤務状況や中途退任等により、個人毎で収入額が異なる可能性も否定できない。

このような状況から、金額を公にすれば既に開示されている氏名と一体となり、当該個人の収入が明らかとなるため、旧条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

なお、非常勤職員の報酬額及び少年指導委員の謝礼金については、基準等により定額が定められていることから、旧条例第1条の趣旨にのっとり、基準額の情報提供に努めるべきである。

（2）摘要欄の講師等の氏名

非開示とした氏名は警察業務に協力している民間人の氏名であり、公務員の職務遂行に係る情報とは認められず、旧条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

（旧条例第6条第1項第2号ただし書ウ該当性について）

旧条例第6条第1項第2号ただし書ウの規定に基づき、「実施機関が定める公務員の氏名」は本件規則及び知事規則で規定されているが、条例のこの規定の趣旨は、非開示とする公務員の範囲の決定を実施機関に委ねることを相当とする趣旨に基づくものと解される。したがって、本件で非開示とした公務員の氏名は、旧条例第6条第1項第2号ただし書ウに該当するが、実施機関の定める知事規則により、2号ただし書ウの括弧書きの非開示とする公務員の氏名に該当すると認められる。

なお、本件のように知事が管理する公文書に警察本部の職員の氏名が記録されている場合は、知事規則に基づき開示、非開示の判断をする必要があるため、本件規則と知事規則との整合性を検討し、規則上明確にすることが必要である。

（旧条例第6条第1項第4号該当性について）

本件公文書にある予算令達額をみると、各警察署の規模に応じて年3回令達していることが推察され、令達額に捜査活動状況が反映されているとは認められず、犯罪を企てあるいは、犯罪を犯した個人や団体等が手持ちの情報と対照し分析することにより、捜査の進

展状況等を推測するおそれがあると実施機関が認めるについて相当な理由があるとは認められない。

また、県警察本部の説明によると捜査費は、捜査活動に要する経費と捜査本部などに要する経費があり、その用途は多岐にわたっており、かつ用途ごとに支出される金額も様々であるとのことである。捜査費の用途や用途ごとの金額が様々であるとすれば、金額の大小によって捜査活動の繁閑が推測されるとは言えず、各月毎の捜査費の受入額・執行額・残額の変動状況と他の情報との比較分析により、捜査の動向が推測され、被疑者等の事件関係者によって、逃亡等の措置が講じられるおそれがあると実施機関が認めるについて相当な理由があるとは認められない。

よって、旧条例第6条第1項第4号に規定する犯罪の予防・捜査等に関する情報に該当しないと認められる。

答 申 第 133 号 の 概 要

1 件 名

「嶺北プレカット事業協同組合事業報告書綴 平成4年度～平成13年度（平成8年度については上半期報告書含む）」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成15年7月3日

4 原決定年月日 平成15年7月17日

5 決定の内容 部分開示（実施機関は林業振興課及び経営流通課）

6 部分開示の理由

（旧条例第6条第1項第2号該当性について）

事業報告書綴に記載されている役職員の兼職及び個人の組合員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる認められ、旧条例第6条第1項第2号に該当し、かつ同号のただし書のいずれにも該当しないので非開示とした。

（旧条例第6条第1項第3号該当性について）

事業報告書綴に記載されている非開示とした情報は、当該法人の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人及び記述された法人等の競争上又は事業運営上の地位その他利益を害すると認められ、かつ、旧条例第6条第1項第3号ただし書のいずれにも該当しないので非開示とした。

（旧条例第6条第1項第5号該当性について）

事業報告書綴に記載されている役職員の印影は、実印等である可能性があり開示することにより、当該個人の財産の保護に支障を生じるおそれがあるため旧条例第6条第1項第5号に該当し、非開示とした。

7 異議申立て年月日 平成15年9月19日

8 異議申立ての内容 部分開示決定のうち旧条例第6条第1項第2号及び第5号に該当するものを除き、非開示部分の開示を求めるものである。

9 諮問年月日 平成15年9月26日

10 答申年月日 平成18年5月19日

11 審査会の結論

知事が、「嶺北プレカット事業協同組合事業報告書綴 平成4年度～平成13年度（平成8年度については上半期報告書含む）」を、部分開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

（旧条例第6条第1項第3号該当性について）

（1） 組合員数及び出資口数表中の口数、金額、名称及び住所

これらの情報を開示することにより、出資の相手先や法人の経営活動が明らかになるため、法人の事業運営上の地位を害すると認められる。

（2） 各年度事業報告書中の一般概要及び各年度事業計画書中の非開示部分

これらの情報を開示することにより、経営方針、受注実績や今後の受注見込、生産設備の状況等が明らかになり、法人の競争上の地位を害すると認められる。

（3） 各年度事業報告書の実績表中、区分項目、数量及びグラフ等

これらの情報を開示することにより、販売範囲、取引先名、生産数量等の営業情報が明らかになり、法人及び取引相手方の競争上の地位を害すると認められる。

- (4) 年度事業報告書の財産目録、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、余剰金処分案、損失金処理案、損失金処理計算書、下半期受注予測、作業所収支内訳書

これらの情報を開示することにより、生産技術に関する情報や、経営情報が明らかになるが、これらの情報は、専ら法人等内部の管理情報として保護されるべきものであり、法人の競争上の地位を害すると認められる。

- (5) 収支予算書

この情報を開示することにより、法人の経営規模や財務体質、その他事業運営に関する事項が明らかになり、法人の事業運営上の地位を害すると認められる。

答 申 第 134 号 の 概 要

1 件 名

「鏡川水系前田川河川改修工事の地権者、甲、乙、丙に対する用地交渉日誌について」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成15年6月16日

4 原決定年月日 平成15年6月27日

5 決定の内容 非開示

6 非開示決定の理由

個人に関する情報について（高知県情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年3月29日条例第14号。以下「改正条例」という。）により改正する前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項第2号該当性

非開示とした本件公文書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できると認められ、かつ、本号たし書のいずれにも該当しない。

7 異議申立て年月日 平成15年8月29日

8 異議申立ての内容 非開示決定の取消しを求める。

9 諮問年月日 平成15年10月30日

10 答申年月日 平成18年6月20日

11 審査会の結論

知事が、「鏡川水系前田川河川改修工事の地権者、甲、乙、丙に対する用地交渉日誌」を、非開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

個人に関する情報について（旧条例第6条第1項第2号該当性）

本件公文書は、鏡川水系前田川河川改修工事の地権者、甲、乙、丙に対する用地交渉日誌である。

この用地交渉日誌には、交渉相手となる地権者の住所や交渉場所、日時その他具体的な交渉内容が記載されており、その交渉内容については、交渉相手の内心に関するものや生活関係に関するもの及び資産に関するもの等、個人に関する情報が記載されていることが認められた。

このため、氏名、住所など個人を識別することができる情報をすでに部分開示しており、さらに、個人を識別できる情報を部分開示すると、これらの部分開示された用地交渉日誌を照合すれば、実施機関の主張するとおり、特定の個人の用地交渉の内容が明らかになる恐れがあると認められたことから、実施機関の行った非開示決定は妥当であると判断した。

なお、異議申立人は、過去に開示を受けていないと主張するが、開示済みの文書との照合は、必ずしも同一人への開示した情報とは限らないものである。

答 申 第 135 号 の 概 要

1 件 名

回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)の「別添案」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成 15 年 7 月 9 日

4 原決定年月日 平成 15 年 7 月 23 日

5 決定の内容 開示

6 開示決定の理由

異議申立人が、平成 15 年 7 月 9 日付けで行った「回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)に、『別添案により建設大臣に対して申請を行なってよろしいか』と記載がある。その『別添案』(以下「本件開示文書」という。)の開示請求に対し、「回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)の『別添案』を開示した。

異議申立人は、この開示決定について、当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求めているが、本件開示文書以外に事業認定申請の起案文書に添付されている別添案は存在しておらず、本件開示文書を開示したものである。

7 異議申立て年月日 平成 15 年 9 月 18 日

8 異議申立ての内容 当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。

9 諮問年月日 平成 15 年 10 月 30 日

10 答申年月日 平成 18 年 6 月 20 日

11 審査会の結論

知事が、「回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)に、『別添案により建設大臣に対して申請を行なってよろしいかと記載がある。その『別添案』の開示請求に対し、「回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)の『別添案』を開示したのは、妥当である。

12 審査会の判断概要

(1) 事業認定申請の手続きについて、

① 国の総括ヒアリング(平成 10 年 4 月 9 日)

② 事業認定申請書案作成(第 1-10 号(工期:平成 10 年 5 月 20 日~6 月 30 日)及び第 1-11 号(工期:平成 10 年 5 月 20 日~6 月 29 日)で作成)

③ 事業認定申請書案事前審査(平成 10 年 9 月 28 日)

④ 事業認定申請書案修正(第 1-15 号(工期:平成 11 年 2 月 2 日~3 月 3 日)で修正)

⑤ 事業認定申請(平成 11 年 1 月 28 日)

⑥ 告示(平成 11 年 3 月 11 日)

で行なわれていることが確認された。

異議申立人は、第 1-15 号の委託業務の完了検査の日付が、事業認定の申請伺いの後になっているので、本件開示文書は、開示を求める文書と異なる文書であると主張しているが、これは契約事務の遅延によるものであり、異議申立人の指摘するような他の回議書は存在しないことが認められた。

(2) 事業認定申請の日付について

平成 11 年 1 月 28 日付け事業認定申請書を、国が受け付けた日付は、平成 11 年 2 月 2 日となっている。また、平成 11 年 2 月 3 日付けで土地収用法第 24 条第 2 項の規定

による公衆の縦覧に供するため、「事業認定申請書及び添付書類の写しの送付について（通知）」の文書が高知市長あてに送付されている。

これらの資料と実施機関の説明を重ねれば、事業認定申請書の日付については、平成 11 年 1 月 28 日で矛盾するものではなく、実施機関が行った開示決定は妥当であると認められる。

以上のことから、「回議書（文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日）に、『別添案により建設大臣に対して申請を行なってよろしいか』と記載がある。その『別添案』の開示請求に対し、「回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)の『別添案』を開示したのは、妥当であると判断した。

答 申 第 136 号 の 概 要

1 件 名

「収納台帳」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年8月25日
- 4 原決定年月日 平成15年9月2日
- 5 決定の内容 非開示
- 6 非開示の理由

収納台帳に記載されている情報のうち、棟、部屋番号、名義人欄は、直接特定の個人を識別できる情報に該当し、また、棟、部屋番号、名義人欄のみを非開示とした場合にも、収納台帳への記載順が古いタイプの長屋形式の住宅を除き、通常は、若い棟、若い部屋番号順になっていることから、住宅地図や団地内の案内図、郵便受けなど他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別できると認められるおそれがある。

また、判決や和解などの法的措置の対象となった入居者については、措置の年月日、団地名、部屋番号、氏名、和解の場合の滞納金額が議会で公表され、滞納額、月額家賃滞納明細などが記載された判決文や和解調書は議会で公表された内容をもとに、裁判所で個人が自由に閲覧できることから、これらの個人が特定された情報と収納台帳の滞納金額を照合していくことで、判決文や和解調書に記載された個人のみならず、その他の個人も推測され、支払状況などが容易に把握できることから、非開示としたものである。

- 7 異議申立て年月日 平成15年11月5日
- 8 異議申立ての内容 決定の取消し及び金額の開示
- 9 諮問年月日 平成15年11月11日
- 10 答申年月日 平成18年7月10日
- 11 審査会の結論

知事が「収納台帳」を、非開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

(1) 本件公文書について

本件公文書は、現年度分と過年度分（滞納者のみ）の団地、棟、部屋番号、名義人ごとの家賃と駐車料の調定金額、収納金額、入金日を月ごとに電算処理した帳票である。

20万円以上の滞納額を確認するには、別冊で綴じられた現年度分と過年度分を足さなければならない。現年度分は部屋番号順に全ての入居者が記載されているが、過年度分は滞納がある者のみが記載されているため、氏名等を非開示にすれば、現年度分と過年度分を足した20万円以上の滞納額が確認できない。

(2) 旧条例第6条第1項第2号該当性について

異議申立人は、県営住宅は多数あり、また世帯数も多数あるので、滞納金額だけでは個人を特定できないと主張している。

しかしながら、開示請求時における滞納額20万円以上とは、現年度分と過年度分を足す必要があるが、氏名等を非開示としても、世帯数から団地が特定される可能性があり、団地が特定されると実施機関の主張するとおり、収納台帳への記載順が、棟及び部屋番号順になっていることから、住宅地図や団地内の案内図、郵便受けなど他の

情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別できると認められる。また、判決や和解など法的措置の対象者は、氏名や滞納額が明らかになり、この情報と収納額を照合することにより、法的措置の対象者以外の個人が特定されるおそれがある。

したがって、本件公文書は個人に関する情報に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 公文書の特定について

県民にとって、自分が知りたい情報が実施機関においてどのような形で保存されているかを知る機会は少なく、公文書を特定することは困難な場合が多いと考えられる。

したがって、開示請求があった場合実施機関は、公文書の開示・非開示の判断をする場合だけでなく、県民の知る権利を尊重し原則公開の立場に立った適切な対応を行わなければならない。請求者が開示請求をしようとする公文書を容易かつ的確に特定できるような情報の提供に一層つとめるべきである。

答 申 第 140 号 の 概 要

1 件 名

平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川（住宅促進関連）改修用地測量委託業務の地下埋設物（上水道管1200mm）の図面

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成16年2月20日

4 原決定年月日 平成16年3月4日

5 決定の内容 開示

6 開示決定の理由

異議申立人が平成16年2月20日付けで行った「鏡川水系前田川河川改修に係る平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川改修用地測量委託業務（以下「第1-10号委託業務」という。）の地下埋設物の図面（図面は縮小せず、分割せず、数字は読めるように複写してください）」（以下「本件開示請求」という。）の開示請求に対し、「平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川（住宅促進関連）改修用地測量委託業務の地下埋設物（上水道管1200mm）の図面」を開示した。

異議申立人は、この開示決定について、開示された図面は一部を隠匿している、または、請求した図面そのものを隠匿していると主張するが、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことから、本件開示文書を開示したものである。

7 異議申立て年月日 平成16年4月24日

8 異議申立ての内容 当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。

9 諮問年月日 平成16年5月24日

10 答申年月日 平成18年6月20日

11 審査会の結論

知事が、「鏡川水系前田川河川改修に係る平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川改修用地測量委託業務（以下「第1-10号委託業務」という。）の地下埋設物の図面（図面は縮小せず、分割せず、数字は読めるように複写してください）」の開示請求に対し、「平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川（住宅促進関連）改修用地測量委託業務の地下埋設物（上水道管1200mm）の図面」を開示したのは妥当である。

12 審査会の判断概要

本件開示文書は、第1-10号委託業務の成果品に参考資料として、高知市水道局に保管されている2枚の図面の一部を、そのまま図面1枚あたり2枚に縮小複写された、A3の用紙4枚であることが認められた。

その成果品は、一連のページとなった綴じ込み方式で編纂されたもので、本件開示文書が、成果品の一部であること、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことが確認された。

以上のことから、「鏡川水系前田川河川改修に係る平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川改修用地測量委託業務（以下「第1-10号委託業務」という。）の地下埋設物の図面（図面は縮小せず、分割せず、数字は読めるように複写してください）」の開示請求に対し、「平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川（住宅促進関連）改修用地測

量委託業務の地下埋設物（上水道管 1200mm）の図面」を開示したのは妥当であると判断した。

なお、本件開示文書中のミリ単位での表示は、河川改修の計画河床高と上水道管の現設置高の差を求めるために、受託業者が高知市水道局から複写した図面に基づいて測量した結果をミリ単位で表示したとのことである。

答 申 第 143、144 号 の 概 要

1 件 名

- ・ 諮問 143 号 前田川の件で水道局山本事業管理者より、ほか
- ・ 諮問 144 号 水道管移設に係る経緯、ほか

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成15年5月21日

4 原決定年月日 平成15年6月30日

5 決定の内容 開示及び部分開示

6 開示及び部分開示決定の理由

異議申立人が、平成15年5月21日付けで行った「高知河川事務所が前田川改修工事について、高知市水道局と交渉、協議等含むすべての関係書類の全部」（以下「本件開示請求」という。）の開示請求に対し、「前田川の件で水道局 山本事業管理者より、ほか」の開示決定及び「水道管移設に係る経緯、ほか」の部分開示決定を行なった。

異議申立人は、この決定について、開示された図面は一部を隠匿している、または、請求した図面そのものを隠匿していると主張するが、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことから、本件開示文書を開示したものである。

7 異議申立て年月日 平成15年8月27日

8 異議申立ての内容 当該開示決定及び部分開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。

9 諮問年月日 平成16年11月9日

10 答申年月日 平成18年6月20日

11 審査会の結論

知事が、「高知河川事務所が前田川改修工事について、高知市水道局と交渉、協議等含むすべての関係書類の全部」の開示請求に対し、「前田川の件で水道局 山本事業管理者より、ほか」を開示決定し、「水道管移設に係る経緯、ほか」を部分開示決定したのは妥当である。

12 審査会の判断概要

本件開示文書は、第1-10号委託業務の成果品に参考資料として、高知市水道局に保管されている2枚の図面の一部を、そのまま図面1枚あたり2枚に縮小複写された、A3の用紙4枚であることが認められた。

その成果品は、一連のページとなった綴じ込み方式で編纂されたもので、本件開示文書が、成果品の一部であること、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことが確認された。

以上のことから、「高知河川事務所が前田川改修工事について、高知市水道局と交渉、協議等含むすべての関係書類の全部」の開示請求に対し、「前田川の件で水道局 山本事業管理者より、ほか」を開示決定し、「水道管移設に係る経緯、ほか」を部分開示決定したのは妥当であると判断した。

なお、本件開示文書中のミリ単位での表示は、河川改修の計画河床高と上水道管の現設置高の差を求めるために、受託業者が高知市水道局から複写した図面に基づいて測量した結果をミリ単位で表示したとのことである。